

「保険法の見直しに関する中間試案」に関する意見募集の結果について

第1 意見数

215件（94団体，個人121名）

第2 意見の概要

1 （前注）

海上保険契約に固有の規定を保険法の見直しの対象としないことに賛成の意見が多かったが，これに反対する意見もあった。

損害てん補方式の傷害・疾病保険契約を損害保険契約として整理することについては，賛成する意見があった一方で，傷害・疾病保険契約として整理すべきとの意見，給付方式に応じて取扱いが異ならないようにすべきとの意見等もあった。

一定の契約を片面的強行規定の対象から外すことについては，法人を保険契約者とする保険契約に限って強行規定の対象から外すべきとの意見，保険契約の種類による特性から任意規定とすべきものと事業活動と密接に関連するという特性から任意規定とすべきものとがあるとの意見等があった。

2 保険法の適用範囲（第1）

共済等を保険法の適用範囲に含めることについては，賛成の意見が多かったが，保険と共済とは本質を異にしており，その組織・運営上の特質を踏まえて慎重に検討すべきとの意見等もあった。

保険法にいう「保険」の意義を法文上規定することについては，現行商法と同じく解釈にゆだねるべきとの意見が多かった。

3 損害保険契約の成立（第2の1）

(1) 危険に関する告知（(3)）【各契約共通事項】

ア 解除の要件等

いわゆる告知義務を質問応答義務に改めることや被保険者を告知すべき者とする（ア）については，いずれも賛成の意見であった。

保険募集人等によるいわゆる告知妨害等（イの ）については，規律を新設する必要はないとの意見もあったが，規律を明文化すべきとの意見が相当多かった。

イ 解除の効果（エ）

いわゆるプロ・ラタ主義（B案）を支持する意見も相当数あったが，現行商法の規律を維持するA案を支持する意見の方が多かった。

因果関係不存在の場合の特則については，これを維持することを前提とした意見が多かった。

告知に関する規律については、全体的に片面的強行規定とすべきとの意見が多かったが、因果関係不存在の場合の特則については意見が分かれていた。

ウ 他の保険契約の告知（後注）

他の保険契約の告知について規律を設けるべきかについては意見が分かれていた。

(2) 遡及保険（(5)）【各契約共通事項】

中間試案の方向性にはいずれも賛成の意見であったが、特に生命保険契約等のいわゆる責任遡及条項の有効性が否定されないような規律とすべきとの意見が複数あった。

(3) 損害保険契約の無効・取消しによる保険料の返還（(6)）【各契約共通事項】

中間試案の方向性に賛成の意見が多かったが、民法の不当利得の規律（第703条以下）にゆだねるべきとの意見等もあった。

(4) 保険証券（(7)）【各契約共通事項】

中間試案の提案には概ね賛成の意見であったが、規律の性質については、電磁的方法による提供を認めるべきでないなどとして、片面的強行規定とすべきとの意見もあった。

(5) 契約の募集・締結時の規律（(損害保険契約の成立関係後注)）【各契約共通事項】

保険者の保険契約者に対する説明（情報提供）義務を法定すべきであるとの意見、これに違反した場合の損害賠償の特則を設けるべきであるとの意見等があった一方で、契約法に規律を設けることに否定的な意見もあった。

4 損害保険契約の変動（第2の2）

(1) 危険の増加（(1)）【各契約共通事項】

危険の増加があったとしても契約は失効しないこととしつつ、これを知った保険契約者等は遅滞なく保険者に通知しなければならない旨の規律とすること（アの ）については、賛成の意見が多かった。なお、危険が増加する前に通知をすることとすべきか（後注1参照）については意見が分かれていた。

保険契約者等が故意又は重過失によって遅滞なく通知をしなかった場合の効果（アの 及び ）については、危険に関する告知と同様に、プロ・ラタ主義の採否をめぐる意見が分かれていた。

保険契約者等が遅滞なく通知をした場合等の規律（イ）については、保険料の増額によって対応可能な場合には、危険の増加があった時からの保険料を徴収することが

できることとすべきであるとの意見等があった。

(2) 危険の減少 (2) 【各契約共通事項】

中間試案の提案に賛成の意見が多かったが、保険料の減額の効果が生じる時期等に関する意見もあった。

(3) 超過保険 (3)

中間試案の提案に賛成の意見が多かったが、契約成立時から保険金額が保険価額を超えていた場合に関する規律 () について、ただし書の「重大な過失」は削除すべきとの意見等もあった。

5 保険事故の発生による保険給付 (第2の3)

(1) 一部保険 (5)

B案(実損てん補の考え方)を支持する意見もあったが、A案(比例てん補の考え方)を支持する意見の方が多かった。

(2) 重複保険 (6)

中間試案の提案に賛成の意見があった一方で、保険者間で責任の有無の判断や損害額の算定基準が異なる場合の求償関係をどうするか等の問題があるなどとして否定的な意見もあった。

他の保険契約の通知に関する規律を設けることについては、求償の規律を機能させるために、保険事故発生時に被保険者から他の保険契約の存否等を通知してもらう必要があるとの意見等があった。

(3) 保険金の支払時期 (7) 【各契約共通事項】

中間試案の方向性に賛成の意見が多かったが、保険金請求の後、直ちに支払うものとするべきとの意見、保険事故発生の通知を受けた後30日を経過した時から遅滞の責任を負うものとするべきとの意見等もあった。

期限の定めがある場合の規律 () の「相当な期間」に関し一定の日数を法定することについては意見が分かれていた。

(4) 保険者の免責 (9) 【各契約共通事項】

中間試案の提案に賛成の意見が多かったが、偶然性(偶発性)の証明責任を保険契約者側に負担させることを明示的に禁止すべきとの意見、「重大な過失」を免責事由とすることに反対の意見等もあった。

「地震、噴火その他これらに準ずる天災」を法定の免責事由として掲げること

については意見が分かれていた。

(5) 請求権代位 ((12))

中間試案の提案にいずれも賛成の意見であり、規律の性質についても任意規定とすべきとの意見が多かった。

(6) 保険金請求・支払時の規律 ((保険事故の発生による保険給付関係後注) の 1) 【各契約共通事項】

保険金の請求や支払に関する保険者の責務に関する規律については、保険者の説明義務を定めるべきとの意見等があったものの、契約法に規律を設けることに反対の意見の方が相当多かった。

6 損害保険契約の終了 (第 2 の 4)

(1) 保険契約者による任意解除 ((1)) 【各契約共通事項】

任意規定とすることを含め、中間試案の提案にいずれも賛成の意見であった。

(2) 重大事由による解除 (特別解約権) ((2)) 【各契約共通事項】

規律の新設に賛成の意見が多かったが、包括条項を定める (ウ)については、要件を明確にすべきとの意見等があった。

解除権の除斥期間を定めるかについては意見が分かれていた。

7 責任保険契約に固有の事項 (第 2 の 6) (保険金からの優先的な被害の回復 ((1)))

中間試案の方向性に賛成の意見が多かった。

要件については、判決、裁判上の和解等により被保険者の損害賠償責任が確定したこと及びその確定が保険者の関与の下で行われたことを要件に加える必要があるとの意見等があった。

法的倒産手続開始前の規律の必要性については、人身傷害にかかわるものについては、法的倒産手続が開始された場合に限るべきでないとの意見等があった。

法的な枠組みについては、保険者に対する直接の請求権を認める方法 (()) よりも、特別の先取特権を認める方法 (()) によるべきとの意見の方が多かった。

8 生命保険契約に関する事項 (第 3)

各保険契約に共通の事項については、基本的に 3 から 6 までの損害保険契約に関する事項参照。

(1) 生命保険契約の意義 (1 (1))

中間試案の提案に賛成の意見が多かったが、金銭以外の保険給付を約定する契約に

については意見が分かれていた。

(2) 他人を被保険者とする死亡保険契約（１(2)）

ア 被保険者の同意等（ア）

〔一定の場合〕の例外を許容するかについては意見が分かれていた。また、〔一定の場合〕の例外を許容すべきとの意見の中でも、その範囲については意見が分かれており、限定的なものとするべきとの意見、家族傷害保険契約や海外・国内旅行保険を含むべきとの意見、現行実務を踏まえて慎重に検討すべきとの意見等があった。

被保険者の同意の方法については、書面で行うこととするべきとの意見があった一方で、これに限定すると被保険者の意思に反する事態が生じかねないとの意見もあった。

（１５歳未満の）未成年者を被保険者とする死亡保険契約（後注）については、保険金額に一定の制限を設けるべきとの意見が相当数あった一方で、契約法においてこのような規律を設けることに反対の意見も多かった。

イ 被保険者の意思による契約関係からの離脱（イ）

規律を設けることに反対の意見もあったが、これに賛成する意見が多かった。

どのような場合に「離脱」を認めるべきかについては、被保険者の自由な意思によることとするべきとの意見、重大事由による解除が認められるような場合等に限定すべきとの意見等があった。

法律構成については、要件をどのように設定するかと関連して意見が分かれていた。

(3) 保険金受取人の変更（２(2)）

生前の意思表示による保険金受取人の変更の方法（イの ）に関し、意思表示を新旧保険金受取人に対してしてもよいとするＢ案を支持する意見等もあったが、意思表示を保険者に対してすべきとするＡ案を支持する意見が多かった。

遺言による保険金受取人の変更（ウ）については、明文の規定を設けることに賛成の意見があった一方で、これに反対の意見や慎重に検討すべきとの意見もあった。

保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合（エ）については、中間試案の提案に賛成の意見が多かった。

(4) 保険金受取人等の意思による生命保険契約の存続（２(5)）

制度を設けることに賛成の意見があった一方で、制度の実効性や必要性に疑問があるなどとして反対する意見もあったほか、様々な検討課題があることを踏まえて慎重に検討すべきとの意見もあった。

法律構成については、解除の効力発生前の規律とすべきとの意見が多かった。

〔一定の者〕については、保険金受取人である被保険者の親族とすべきとの意見が多かった。

(5) 保険者の免責（３(４)）【各契約共通事項】

中間試案の方向性に賛成の意見が多かった。

(イ)に関し免責の範囲を一定の期間内の自殺に限定することについては意見が分かれていた。

(6) 保険料積立金等の支払（４(５)）

中間試案の方向性に賛成の意見が多かったが、商品開発の自由度及び保険契約者の選択の幅を阻害しない規定とすべきとの意見、保険者に保険料積立金等に関する情報提供義務を課すことを検討すべきとの意見等もあった。

(7) 団体生命保険契約に関する規律（（生命保険契約に関する事項関係後注）の１）

企業が保険契約者となる場合には、書面で被保険者である従業員の同意をとること、被保険者証を発行すること等を定めるべきとの意見等があった一方で、個人保険の場合と異なる規律を設ける必要はないとの意見等もあった。

９ 傷害・疾病保険契約に関する事項（第４）

傷害・疾病保険契約に関する規定を新設することについては、いずれも賛成の意見であった。

各保険契約に共通の事項については、基本的に３から６までの損害保険契約に関する事項参照。また、生命保険契約と傷害・疾病保険契約に共通の事項については、基本的に８の生命保険契約に関する事項参照。

(1) 他人を被保険者とする傷害・疾病保険契約（１(２)ア）

被保険者の同意（ア）に関し、被保険者が生存している間に支払われる保険金（入院保険金等）については、被保険者が保険金受取人である場合には被保険者の同意を効力要件としなくてもよいとの意見が多かった。また、傷害・疾病の死亡給付に関する契約については、これを生命（死亡）保険契約と同視すべきではないとの意見があった。

(2) 契約成立前発病不担保条項に関する規律（（傷害・疾病保険契約の成立関係後注））

契約成立前発病不担保条項については、少なくとも被保険者が契約締結時に症状を自覚していなかった場合には適用すべきでないとの意見、告知制度との関係を整理すべきとの意見等があった一方で、この条項は保険事故又は保険者の担保範囲の

問題であり、規律を設けることは適切ではないとの意見、告知制度とは別個の制度であるとの意見、幅広い保障を行うための保険技術の一つとして許容されるべきとの意見等があった。

(3) 保険者の免責（３(４)）【各契約共通事項】

中間試案の方向性に賛成の意見が多かったが、「重大な過失」については、これを免責事由とすべきでないとの意見等もあった。また、偶然性（偶発性）の証明責任については、保険契約者側に負担させることを明示的に禁止すべきとの意見があった一方で、被保険者の故意によらないことの証明責任は保険契約者が負うべきとの意見、約款の解釈の問題であって、法律で決める問題ではないとの意見等もあった。

10 その他

施行時期等に関し、公布から施行までに十分な準備期間が設けられるべきとの意見、既存の契約への適用については、保険契約者等への混乱を招くことのないよう慎重な検討をすべきとの意見等があった。

第３ 今後における取扱い

提出された意見については、法制審議会保険法部会における審議の参考資料として使用する。